



国民年金保険料に関する 免除期間・納付猶予期間・後納制度について

☎ 町民税務課 国保年金係 ☎ 77・3912

国民年金保険料の納付については、ご自身の納付状況により内容が異なります。ねんきん加入者ダイヤルやお近くの年金事務所にお問い合わせの上、ご確認ください。

■免除期間・納付猶予期間がある方

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法廷免除）、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受取額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除などの承認を受けた期間の保険料については、10年以内であれば遡って納める（追納）ことができます。ただし、免除などの承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納については次の点にご注意ください。
・一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されて

いなければ追納不可

「法定免除・申請免除期間」が「納税猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択可

■後納制度について

国民年金保険料は、納付期限から2年を過ぎると時効により納付することができません。しかしながら、法律改正による制限措置として、過去5年以内の納め忘れた国民年金保険料を納付することができ「後納制度」が平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り実施されています。

後納制度を利用することで年金額を増やすことや年金の受給ができなかった方が受給資格を得られることがあります。

■問合せ

ねんきん加入者ダイヤル
☎ 057010031004



国民健康保険 新しい被保険者証を交付します

☎ 町民税務課 国保年金係 ☎ 77・3913

8月から使用していただく被保険者証への交換手続きを国保年金係で行っています。保険証の有効期限をご確認の上、まだ新しい保険証をお持ちでない方は、手続きを行ってください。

■毎年行う所得の判定

高齢者（70歳以上75歳未満）については、毎年8月1日現在の前年の所得を判定して、医療費の負担割合が決まります。町では、「高齢受給者証」を兼ねた保険証を発行しています。

○一部負担が1割・2割の方

〔低所得Ⅱ〕
同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の方

〔低所得Ⅰ〕

同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、所得が一定基準に満たない方

〔一般〕

一定以上所得者にも住民税非課税にもあてはまらない方

○一部負担が3割の方

同一世帯に住民税の課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる方
※ただし、対象者が2人以上い

る場合の収入の合計が520万円以上、1人の場合は383万円以上にならない方は、申請により1割または2割負担になります。

■臓器提供意思表示欄

保険証裏面に臓器提供意思表示欄が設けられています。記入は任意ですが、記入された場合は保険証台紙に付いている臓器提供意思表示保護シールを貼り付けてください。

■ジェネリック医薬品を 使おう

ジェネリック（後発）医薬品を使うには、病院や薬局で「ジェネリック医薬品希望カード」を出すか、医者や薬剤師に相談してください。また、短期間分だけを切り替えて様子を見る「おためし調剤」も可能です。



高額療養費についてのお知らせ 上限額が変わりました

町民税務課 国保年金係 ☎ 77・3912

8月から、70歳以上（65歳以上で後期高齢者医療制度加入者を含む）の高額療養費の上限額が変わりました。医療費が高額になる場合はご注意ください。

■高額療養費制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

■限度額適用認定証について

下記表の適用区分「現役並みのⅠ・Ⅱ」に該当し、ひと月に一つの医療機関での支払いが高額になる可能性がある方は、町

民税務課窓口にて「限度額適用認定証」の交付を申請することができます。

※「限度額適用認定証」が提示されない場合、医療機関での支払い額が高額になる場合があります（ただし、その場合でも上限額を超えて支払われた額を後日払い戻すよう申請することができます）。

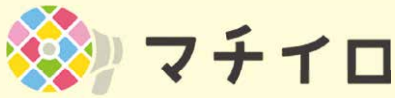
■70歳以上の方の上限額

下記表のとおり

広報しばやまが読める「マチイロ」を利用してみませんか？

総務課 企画政策係 ☎ 77-3921

行政情報アプリ「マチイロ」で広報しばやまが読めます。下記のQRコードを読み取ると簡単に登録ができます。スマートフォンやパソコンで利用してみてもいいですか？



マチを好きになるアプリ



平成30年7月まで

適用区分	外来+入院 (世帯ごと)	
	外来 (個人ごと)	
現役並み 課税所得 145万円以上の方	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (多数回44,400円※2)
一般 課税所得 145万円未満の方 ※1	14,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 (多数回44,400円※2)
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯 ※3	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など※3)	8,000円

平成30年8月から

適用区分	外来+入院 (世帯ごと)	
	外来 (個人ごと)	
Ⅲ 課税所得 690万円以上の方	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% (多数回140,100円※2)	
Ⅱ 課税所得 380万円以上の方	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% (多数回93,000円※2)	
Ⅰ 課税所得 145万円以上の方	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (多数回44,400円※2)	
課税所得 145万円未満の方 ※1	18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 (多数回44,400円※2)
Ⅱ 住民税非課税世帯 ※3		24,600円
Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など※3)	8,000円	15,000円

新たに「限度額適用認定証」を申請できるようになりました。

※1 世帯収入の合計額が520万円未満（一人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。
 ※2 過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。
 ※3 住民税非課税世帯の方については、従来どおり、限度額適用・標準負担額減額認定証を発行します。